

# 住民税均等割非課税世帯臨時特別給付金申請方法

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (10万円/1世帯)の受給には次の手続きが必要です

### 申請手続方法

1. 同封の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書の内容を確認ください。  
※確認事項は裏面を参照ください。
2. 同封の返信用封筒に確認書(✓済、署名済のもの)を入れて、速やかに返送ください。

(市) 五島市では返送のあった住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書について、振込口座や記入漏れ等がないか内容の確認を行います。

(市) 内容確認後、20日以内に指定の金融機関口座に給付金を振り込みます。

※確認書の返送がないと給付金の振り込みを行うことができません。

速やかに確認及び返送をお願いします。



### 五島市で支給対象となる住民税非課税世帯について

1. 令和3年12月10日現在で五島市に住民登録されている世帯  
※令和3年12月11日以降に五島市へ転入してきた世帯は、転入前の市町村が支給を行います。
2. 世帯員全員が、令和3年度住民税非課税である世帯
3. 世帯員全員が、住民税が課税されている者に扶養されている者からなる世帯でない  
※親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)は支給対象外となります。


非課税世帯等に対する給付金の申請期限は令和4年9月30日までです。

令和4年10月1日以降の申請は給付の対象外となります。

### 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金問合わせ先

五島市社会福祉課臨時特別給付金係

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日を除く)

 **72-6121 (直通)**



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

# 確認書の確認及び記入箇所

## 振込予定口座情報

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日から20日以内
支給口座	〇〇給付銀行 五島支店 普通 1234560 キュウ7 タロウ
支給額	100,000円

振込口座を確認し、変更する場合は、確認書の受取人口座記入欄に記入ください。

✓がない場合、給付金を受け取ることができません。

※例えば、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外となりますので、給付金を受け取ることができません。その場合、☒しないでください。

■世帯主が記入してください。

確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（☐）に✓を入れてください）

- 1
- ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
  - ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①②の双方にチェックがある場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

✓がない場合、給付金を受け取ることができません。

※住民税非課税世帯が対象のため、住民税課税となる所得があるにもかかわらず、未申告の者がいる世帯は給付金を受け取ることができません。その場合、☒しないでください。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に✓をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません ☐】

給付金の受け取りを希望しない場合は、☒してください。

上記記入内容に相違ありません。（世帯主氏名、確認日及び電話番号を記入してください）

2

世帯主氏名	給付 太郎	確認日	令和 4 年 2 月 1 日	電話番号	090-1234-5678
-------	-------	-----	----------------	------	---------------

世帯主氏名、確認日、連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入してください。（長期間入金のない口座を記入しないでください）

- 上記の口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込を希望します。
- 五島市の水道料、住民税等の引落し、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、世帯主（申請者）名義のものこの口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、水道課、税務課等に照会することを承諾します。（この場合、通帳等のコピーは不要）（希望する口座）水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座（希望の場合、いずれか1つに✓）

## ✓の方法例

上記振込予定口座以外の水道料引落口座、住民税等の引落口座または児童手当等の受給口座を希望の場合、振込を希望する口座のいずれかにチェックしてください。この場合は、通帳やキャッシュカード等のコピーは不要です。

【受取人口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類（通帳やキャッシュカードのコピー）を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（カナ）
〇△□ 1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.倉庫 5.農協 3.信組 6.漁協	五島 本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	0123456	キュウ7 タロウ
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄に記入ください)	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入ください。	17600※	51234561	キュウ7 タロウ	

## 受取人口座記入欄

### 金融機関記載例

### ゆうちょ銀行記載例

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、社会福祉課 (72-6121) までお問い合わせください。  
代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

振込口座を変更する場合、または口座の登録がない場合は、振込先口座を記入ください。

※この欄に口座情報を記入の場合、振込先金融機関の通帳やキャッシュカード等の確認が取れるもののコピーとマイナンバーカードや運転免許証等の身分証明書のコピーの両方を添付ください。

確認書の返送前に必ず次の記入漏れ、同封漏れがないか確認ください。

- ①、②のチェック漏れ、記入漏れがないか。
- 振込予定口座情報欄または受取人口座記入欄のいずれかに口座情報が記入されているか。
- 口座を変更する場合や代理人が申請される場合、次の3・4も同封ください -----
- 通帳・キャッシュカード等の振込先金融機関口座を確認できるもののコピー
- 口座情報登録者の身分証明書のコピー、代理人が確認（受給）する場合、代理人の身分証明書のコピー（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等のコピー（いずれか1つ））